

6 家宅搜索と押収

ふつう「ガサ」、「ガサ入れ」と呼ばれるやり口の犯罪捜査が、このごろはしごく手軽に、何でもかこつけて、やたらにやられています。

公安警察にすれば、ガサほど安直で実効のあがるものはないわけです。

「情報収集」「事前の弾圧」「周辺の者へのおどかし」。

だから、市民運動をちょっとしたぞいたぐらいの、ほとんど無関係の人でも「ワタシのところは大丈夫」なんてこと、絶対にありません。たとえば、つい最近の話。

M市で、原ッパを公園にして、野球場など作る話を持ちあがり、附近住民が「自然のまま原ッパを残して」と、反対運動をはじめました。そしてP子さん夫婦がそのポスターを貼っているところを見つかった警察署に連行され、四時間ほど取調べの上、釈放されるということがありました。が、事件はそれで済んだと思ったら、ナント一日おいて翌々日の朝七時ごろ、「家にいるか」という電話。「はい」と答えて一分も経たぬうち、ドヤッドヤッと私服警官五人がガサ入れにやってくる、ノート・ビラ類新聞切抜きなど十数点を押収していったのです。

こんなふうに「ガサ」は、ちょっとした理由があれば、すぐやってきます。

その上このごろは、全く心当りがなくても「共謀容疑」などという理由をつけて、やろうと思えば誰をでもやる手、当り前みたいに乱用するようになりました。

さあ、これをどうしてはねかえすか、まず以下の「要領」を常識として心得て下さい。

とつぜん私服らしい男がきて、戸を開ける、
と言ったら……



1 すぐ戸をあけないこと。

注1 たいてい早朝に5、6人で来るのでびっくりするが戸をあけたら最後、どっと押し入ってくる。戸の内と外で、まず以下のことを交渉する。これが最初の勝負です。

2 責任者の官職名を名乗らせる。ついて同行者の官職名をきき、本人かどうか手帳の提示を求める。

注2 責任者の名をおほえること。(注4、6参照)

3 搜索令状(搜索差押許可書)の提示を求め、聞きとれぬときは問い返し、ゆっくり反復して読ませる。

注3 必ず令状を書きうつす。一方、テープレコーダーを用意して録音する(テープはその後まわしておいて、やりとりの証拠にする)。たいてい先方は聞きとらせないよう早口でよむから、しつこく申し出て、一行ずつ復誦して、完全にきいて書取ることが第二番目の勝負。

とくに「差押えるべきもの」をしつかりと聞くこと。
次に「被疑事実」「搜索場所の範囲」も重要です。

注4 その上で、責任者に、搜索後の物品の紛失散乱がないよう。必ず現状に戻すよう念をおしてから戸を開ける(令状の住所氏名が違うなどのことがない限り入室を拒めない)。

搜索中は、どうしたらよいか

4 戸、窓など全部開け放って、外部からも見えるようにする。

注5 近隣の眼があると、こちらが抗議すれば、不当な搜索を強行できない。どうせ近所でウワサになるのだから、「何もしてないのにガサが来たよ。みなさん見て下さい」ぐらいの気分で、あけっぴろげにする。これを警察はともイヤがる。

5 とくに手帳、日記、メモ、住所録、電話帳、会計簿などに必ず眼をつけるから、日ごろから防衛に留意する。

6 むやみやたらな写真撮影は、情報の違法な押収に等しいから、断固やめさせる。

注6 写真撮影は、ガサの開始、終了の状況、押収物の室内配置状況を示すもの以外は、違法である。

例えば、差押えるべき物でない手帳の内容などを撮っているのをみたら、責任者に対して「その茶色ジャンパー色黒の男は、いま手帳をひらいて一頁ずつ写真をとっているが、すぐやめよ。とったフィルムは取り出して露光せよ」と大声でいい、テープにも入れて証拠とする。カメラを用意して逆撮影する。

7 明らかに令状記載の「差押えるべきもの」でないものから手をつけたら、「関係ない」といい、こちらで開いて簡単

にみせてやる。

8 捜索中でも、電話の発信・受信は禁止できない。不法に妨害されたら、その法的根拠を聞きだす。

注8 立会人以外の在室者は、退去を命じられることはないが、許可なく戸外へ出られない。一たん出た場合、許可なく入室できないから注意。

注9 不法な捜索行為に対し物理的に争うと、「公務執行妨害」をデッチあげられるから注意。テープやカメラで証拠をとるこすようにすると、控えるようになる。

9 部屋がいくつもあって、同時に捜索がやられるとき、「立会人なしの捜索は認めない。一部屋ずつ、目の前でせよ」と主張する。

注10 立会人は居住者になる。不在の時は家主、管理人、または付近の公務員をよんで来て形式的な立会人をつくる人が多い。この場合、無責任に荒らされることが多いので発見次第、立会人になった者をよんで現場写真をとり、捜索状況を聞いて記録する必要あり。

注11 どさくさまぎれに物件の紛失（窃取）とか、でっちあげの為の物件など持ちこんで置いていくなどのことがあるから要注意。

注12 ガサの立会人は、何よりもまず落着いて、捜査員が違法行為をしていないかどうか冷静に監視すること。抗議は、責任者へ、ゆっくりとしゃべって申出る。これが第三の勝負どころ。



ガサが終ったら……



10 押収物件がないとき、必ず申し出て「押収品なし」の証明書をかかせる。

注13 だまってる、知らぬふりして絶対かかない。

11 押収物件があつて、「押収品目録」をつくるとき、必ず横にいて立会う。

注14 目録の品目を、例えば金銭出納帳を名簿ノートなどと書いたりするから、必ず具体的に内容性質を表示する名称を書かさねばならない。これが第四の勝負。

12 捜査員が立去ったら、すぐ押収物件の関連先・友人・弁護士への電話等での連絡報告。

すぐ準抗告で反撃する——というのは……

ガサ入れは、違法な物件まで押収するほか、ガサ入れそのものが、不当であることが、ほとんどです。それに対して、

13 ガサ入れに対する「準抗告」の「資料」とりまとめ。

(イ) メモ、テープなどを参考に令状（搜索差押許可書）のコピーをつくる（これができないと、ガサの違法性をはつきりと指摘できない）。

(ロ) 押収品目録の一つ一つの内容等についての説明。見当

ちがいの押収である時は、それを具体的に。

(ハ) 「捜査状況報告」つくり。時、所、室内の位置、誰が何をどうしたか、とくに違法、不当なやり方に焦点をあてて、客観的に要領よく。箇条書きでもよい。

注15 以上は記憶が新しいうちに、すぐとりかかること。

14 準抗告申立書の作成と提出。

注16 準抗告申立書は、資料を弁護士にみせれば、簡単に作ってくれる。また前例などを経験者に聞いて、自分で作ることもむつかしくない。

注17 押収場所を所轄する地方裁判所へ提出（一週間以内に）。

注18 提出前日、地裁の司法記者室へ電話で趣旨を説明、記者会見を予定し、提出前またはその後、違法捜査をキャンペーンする。そのための準抗告申立書のコピー、抗議文等、記者への配布用のものを作成用意する。これが第五の勝負どころ。

注19 マスコミ、ミニコミ等への抗議文の転載依頼、友人知己、関係先等が不当ガサ入れに対して警察への抗議申し入れをハガキ等で集中するよう依頼する。

注20 準抗告を出したとたんに、警察は、不法押収物件は「すぐかえす、とりにこい」と電話してくるから、「持っていったのだから届けなさい」と言うこと。

注21 その他警察へ直接、「押収物件還付請求」をする方法もある。

以上、ガサ入れ対策は、五つの勝負どころを押えて、めんどうがらず最後の準抗告まで必ずやることです。

7 連行

ビラまきをしていて、無理やりに警察署に連れていかれました。どうしたらいいでしょうか。

この様な場合、まず「現行犯逮捕」なのか、「任意同行」なのかを問いつめて、はっきりさせて下さい。

8 現行犯逮捕

現行犯逮捕のときは？

連行が現行犯逮捕だったら、まず七二時間は拘束されると覚悟しなければなりません。

- 1 警察は、犯罪事実の要旨、弁護人選任権及び黙秘権の告知をします。
- 2 あなたとしては、第一に弁護人を選任することです。知っている弁護士「××」(又は所属する団体の指定する弁護士)を選任する」と警察官に告げて下さい。この申し出は絶対で、警察官はいかなる場合にも拒否できません。
- 3 その間、警察官はあなたの弁解を聞き、「弁解録取書」を作ろうとしますが、もちろん黙秘して下さい。
- 4 選任された弁護士は、あなたの権利や利益をできるかぎり守る立場にあります。弁護士が面接に来たら、弁護士を信頼し、その指示に従うことです。

注 接見時間は15分位しかありませんから、どういう犯罪容疑で逮捕されたかなど、取調べ中にきいた内容を告げる他、外部へ連絡することなどをあらかじめまとめておいて、要領よく伝えて下さい。

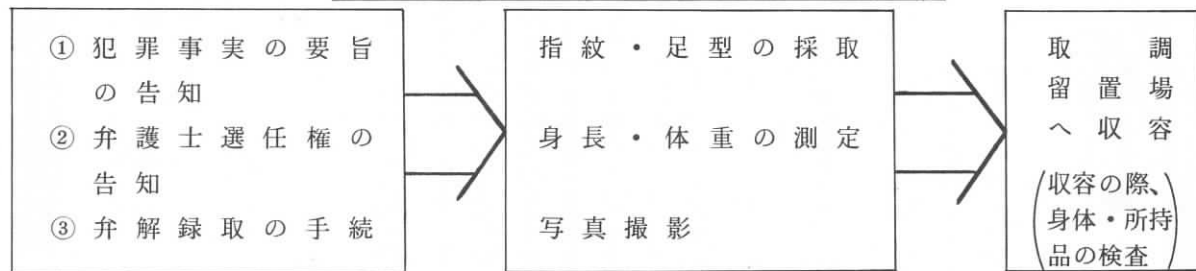
5 家族や運動に関係のない知人が、あなたの意思とは関係なしに弁護士を選任する場合もあります。このような場合、その弁護士や家族、知人、所属団体とよく話しあってもらうことが必要です。

9 任意同行

任意同行のときは？

連行が「任意同行」なら、警察が無理に拘束するいかなる法的権限もありませんから、取調室からすぐ出すよう要求し、自分から出て行くことです。

表 1 逮捕された日の手続き



10 令状逮捕

朝、警察官がやって来て「逮捕する」と告げ、逮捕状を示しました。そのときの心得は……：

こういうのを令状逮捕と言います。

- 1 まず、落ちついて令状の呈示を要求して下さい。呈示は警察官の義務です。逮捕状には、被疑者の氏名、住所、罪名、被疑事実の要旨、引致すべき場所、逮捕状の有効期間などが書かれています。これらをゆっくり読んで写しとるか、自分で読みあげて家族に写しとってもらうか、少くとも頭に入れておくことがあなたの救援活動の為に必要です。
- 2 また、逮捕されたことを家族や周りの人に告げ、早くあなたの所属する団体や弁護士、必要な人に連絡するよう心がけて下さい。

注1 逮捕後の対策は、現行犯逮捕の場合と同じです。弁護人選任、黙秘の原則を守ることです。

注2 留置場で同房から話しかけられたときは、黙秘していることを告げ、了解を得ます。その上で原則として気さくにつきあうよう努力し、いやがらせなどを受けぬ心がけが必要です。



11 任意出頭

警察から「○月○日××警察署まで出頭して下さい」という呼出状が送られてきました。どうしたらよいでしょう。

出頭に応じるかどうかは全く個人の自由で、警察も強制できません。出頭に応じると、警察官からいろいろ聞かれた上、供述調書が作成され、弾圧を拡大するきっかけになりかねません。だから――

1 原則として任意出頭には応じないことです。

2 やむを得ず呼出しに応じる場合は、必ず弁護士や所属団体と相談して下さい。その場合も、出頭すれば逮捕しないと約束させる、取調べには黙秘、弁護士や所属団体が同行する、などの用意が必要です。

12 勾留

勾留質問とは何ですか

逮捕七十二時間後も、検事が、なお取調の必要があると判断し、かつ、住所不定であったり、逃亡・証拠隠滅のおそれがあると判断した場合、勾留の請求が裁判所に出されます。そこで、裁判官は、勾留を認めるかどうかを判断する前に、

逮捕された人に会って、氏名や事件について聞きます。これを勾留質問といいます。

注1 本人には勾留質問であると、特に告げたりするわけではないので、取調べと混同しないこと。勾留質問は裁判所に連行されて行われるのでわかる。

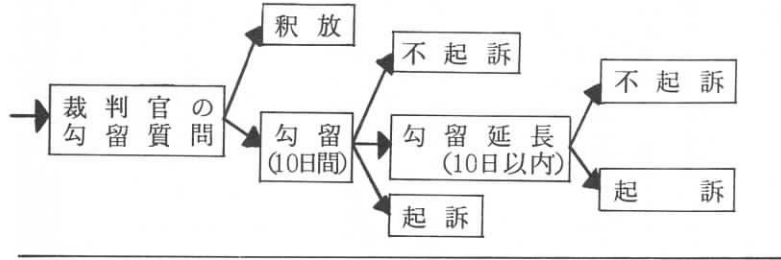
1 この段階でも、事実関係については黙秘を続けるのが原則です。

2 但し、住所や氏名については、明らかにした方がいい場合もあります。住所・氏名を黙り続けると、住所不定・逃亡のおそれありということで、勾留の理由があるとされ、拘束が長びくからです。しかし、中には捜査機関がそれを知ることによって新たな弾圧を招く場合もありますから、勾留質問の前に弁護士とよく相談して決めなければなりません。

勾留決定とは何ですか。それに対してはどうしたらいいでしょう。

検事が主張する、住所不定、逃

続 の 流 れ



亡のおそれ、証拠いん滅のおそれのいずれかが裁判官に認められると、勾留決定が出ます。

1

◎ 準抗告

◎ 勾留取消請求

◎ 勾留理由開示請求

の三つが對抗策です。弁護士に申し出てこれらの手段を大いに活用してもらいましょう。

2

とくに、勾留理由開示請求があると、裁判官は公開の法廷で勾留をつけた理由を具体的に明らかにしなければなりません。

注1 裁判官は安易に勾留を

認める傾向があります。

裁判官の姿勢を糾し、勾留の不当性、運動の正当性を堂々と主張する機会です。

注2 また、外部の救援関係

者にとつては、勾留された人を励まし、声をかけたり、合図して力づける絶好の機会です。できるだけたくさんで傍聴に行きましょう。



表 2 刑 事 手

